



## 「天孫本紀」の尾張連系人名とその系譜 (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00007578">https://doi.org/10.24729/00007578</a>

# 「天孫本紀」の尾張連系人名とその系譜 (I)

黒田 達也\*

The Names of The OWARI and Its Genealogy in 'Tensonhongji' (I)

KURODA Tatsuya\*

## 要 旨

『先代旧事本紀』の「天孫本紀」に記される尾張連系系譜の復元を主目的とする。本号ではその前提として「天孫本紀」の系譜及び『新撰姓氏録』所載の尾張連系の人名と注目される後裔氏族を検討し、共通する人名が他氏系統にも少なからず知られること、同族とされる氏族以外にも多くの氏族と関係を有したとみられることを指摘している。

キーワード：尾張連、「天孫本紀」、『先代旧事本紀』、『新撰姓氏録』、系譜

## 1. はじめに

『先代旧事本紀』の「天孫本紀」は、尾張連・物部連両氏の系譜を伝えるものとして、少なくともその「利用価値」は認められている。筆者もこれまで「利用」してきたが、系譜に関しては若干検討を加えたに止まる。本稿では、「天孫本紀」所載の尾張連系人名、注目される後裔氏族、及び尾張連の系譜について、『新撰姓氏録』(以下『録』、神別は「神別」等を略)等他史料に見えるものも含めて検討し、系譜の復元と形成過程の追究を試みたい。尚、『先代旧事本紀』は鎌田純一『先代舊事本紀の研究』(校本の部)を基にし、人名表記は「天孫本紀」のものを基本としつつ出展に従うが、『古事記』『日本書紀』(以下『記』『紀』等)両書に共通する場合には『紀』の表記を用いる。

## 2. 尾張連系人名及び後裔氏族について

### 2.1. 祖

『先代旧事本紀』のみに見える「天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊」なる神名は、尾張連の祖火明命と物部連の祖饒速日命とが合体されたものであることは言うまでもない。火明命には神代紀第九段一書第八に「天照国照彦火明命」という表現が見え、饒速日命も神武紀即位前条に「櫛玉饒速日命」とあるので、この両神名が合体されるとともに、「火明命」に天神を表わす「天」が冠されたものとみることにはできる。「天照国照(彦)」は「天上・下界に照り輝く」や「天上・下界を照らす」という男神の特徴・性格の形容的表現であり、彦火瓊瓊杵尊が天津彦

国光彦火瓊瓊杵尊(神代紀第九段一書第四)等と表現されているのと同様、神名を荘重化するためのものである。また、饒速日命に冠される「櫛玉」についても本来性が疑われるところがある。「櫛玉」は、小山連の祖櫛玉命(『録』左京中・摂津)、白堤首(大和)・日置部(未定雑姓和泉)・鴨県主(天神本紀)の祖天櫛玉命と相通ずる。(天)櫛玉命は玉祖連・玉作連の祖櫛明玉命(神代紀第九段一書第二)と通じる神名とみられること(黒田2009年)、祭祀に欠かせない玉の生産に関わる玉祖連・玉作連と祭祀に関わった物部連とが関係を有したことは推測できることからすれば、物部連系が玉祖連・玉作連の祖名に関わる「櫛玉」を祖名のなかに組み込んだことは考えられるように思う。

### 2.2. 児

「天香語山命」は(天)香具山に基づく人(神)名とみる他はなく、特異ではあるが、尾張連が香具山周辺に関わったことを具体的に示す史料は知られないものの、継体が宮居した磐余は香具山の東北部一帯であり、継体妃で安閑・宣化生母目子の出自氏族である尾張連も当地域に居住したことは推測に難くない。しかし、「天神本紀」では天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊の天降に供奉した32人(神)の筆頭に天香語山命が記されており、元より火明命の子とされていたか疑わしくもある。注記される「天降名」手栗彦(タクリ)命は、葉(羽)栗・殖栗等と同様の地名ないしそれに準ずるものを基にした名の如くではあるが、「亦云高倉下命」とあり、高倉下命が神武を助けた功により神武の「侍臣」となったとあることからすれば、その「役職」を手繰り寄せたことからの人(神)名であるという憶測が生じなくもない。

母天道日女命は、紀伊国造の祖天道根命と、「ヒメ」と「ネ」とを異にする名である。天香語山命に「自天降坐紀伊国熊野邑」とあること、紀伊と尾張連との関係は密接である(後述)ことを勘案すると、両者は本来相関係す

2011年8月22日受理

\*総合工学システム学科一般科目文系

(Dept. of Industrial Systems Engineering : Liberal Arts)

る存在とされていたこと、少なくとも天道日女命は紀伊国造系と関わるものであることは考えられる。

### 2.3. 孫

天村雲命は、同訓の人(神)名として、『録』右京上額田部宿禰条に明日名門命三世孫天村雲命、『豊受太神宮禰宜補任次第』に国常立尊十二世孫で日向襲高千穂への天降に仕奉したとある天牟羅雲命、「天神本紀」に渡会神主等祖で天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊に天降供奉したとある天牟良雲命が知られ、「国造本紀」伊勢国造条の祖天日鷲命の父天降天牟久怒命も、「ムラクモ」が訛ったものと看做し得る。明日名門命は『録』のみに見え、その後裔氏族とされるのは、額田部宿禰の他、額田部馭玉(右京上、明日名門命十一世孫御支(与・文)宿禰の後)・額田部宿禰(山城、六世孫天由久富命の後)・額田部(摂津)であり、全て額田部に関係する。摂津の額田部には「額田部宿禰同祖、明日名門命之後也」と記されているが、直前の額田部宿禰は「同神男五十狹経魂命之後也」、この直前の委文連には「角凝魂命男伊佐布魂命之後也」とある。明日名門命は角凝魂命と同系ということであるが、『録』に、角凝魂命の後裔氏族として、委文連とその本宗たる委文宿禰(河内)の他、雄儀連(左京中、角凝命十五世孫乎伏連の後)、鳥取連(右京上、三世孫天湯河術命の後)・鳥取(河内・和泉、後者には角凝命とある)、税部(山城、角凝魂命を神魂命子とする)、美努連(河内、四世孫天由川田奈命)が見える。尾張連は、天村雲命と明日名門命とを介して、これら諸氏と関係したことが考えられるが、雄儀連の「ヲギ」が饒速日命八世孫物部大小木連公の「小木」と同訓であり、鳥取連と近似する鳥部連が十四世孫物部三楯連公を祖とすることは、この想定を支持するものようでもある。天牟羅雲命・天牟良雲命・天牟久怒命はいずれも伊勢に関係するので同一神とみられるが、豊受太神宮・度会神主・伊勢国造が中臣連と関係することからすれば、天村雲命は額田部連系の人(神)名とみるよりは本来中臣連系とみる方が良いと思う。但し、熱田神宮の草薙剣は、神代紀第八段本文の注記で「一書云本名天叢雲剣」、景行紀40年は歳条注記にも「一云、王所佩劍藪雲……」とあることからすれば、天村雲命は尾張連系人(神)名に相応しいとも言える。しかし、この剣は日本武尊が叔母倭姫命から授けられたもので元は伊勢神宮にあったとされているのであり、中臣連系人(神)名とみることを妨げるものではない。

亦名天五多底は『録』大和の火明命孫天五百原命に当たるもの、後者を祖とする蝮王(壬)部首と四世孫天志男命を祖とする大蝮壬生連とは同族と考えられている(佐伯有清1982年③)。尚、「イホハラ」は『記』の五百原君、「国造本紀」の廬原国造を彷彿させるが、五百原君は和珥氏系である(黒田2008年)。また、『津守氏系図』の火明命孫天大原命は天五百原命と通ずるとみられるが、後述する。

### 2.4. 三世孫

天忍人命は「天孫本紀」以外には尾張連系人名としては見えないが、『録』では同表記のものが振魂命四世孫とある(左京中・大和・河内・和泉掃守連、河内掃守造、大和掃守)。右京上佐伯造条にも、用字は異なるが、天雷神孫とする天押人命が見える。この天雷神と天押人命は右京上の収載順からすれば、『古屋家家譜』に大伴連の祖神と記される(但し天雷神曾孫)ように、大伴連系とみられるが、振魂命は石上布留に関わる神名であり、アメノオシヒトは和珥氏系とみるのが良い(黒田2010年④)。また、「オシヒト」は和珥臣系の祖天足彦国押人命やその弟日本足彦国押人尊(孝安)の「押人」と通じ、「天」は「国押人」の「国」と対照的でもある。天忍人命は、その名自体からも、和珥臣との関係が想定される。

天忍男命については、右京下丹比宿禰条に、「火明命三世孫天忍男命之後也。男建額赤命七世孫御殿宿禰男色鳴、大鷦鷯天皇御世、皇子瑞齒別尊、誕生淡路宮之時、……仍定丹治〔比〕部於諸国、為皇子湯沐邑、即以色鳴為宰、令領丹比部戸。因号丹比連、遂為氏姓……」とある。建額赤命を天忍男命の子とするのは「天孫本紀」と共通する。色鳴は、「天孫本紀」で建額赤命の兄瀛津世襲命が孝昭朝の大連とあることから、世代を下れば、『記』『紀』系譜で成務と同世代で仁徳の三代前前の存在になる。一方、天忍男命一建額赤命系ではないが、前者の兄天忍人命の四世孫(火明命七世孫)建諸隅命も孝昭朝に大臣として供奉したとある。この記述を基に「天孫本紀」の世代関係に従えば、色鳴は、建諸隅命の四世代後であるから、孝昭の四世孫開化と同世代で仁徳とは七世代の差となるが、色鳴は、孝昭を介して、建諸隅命の八世孫と同世代ということにもなるので、建額赤命の十一世孫にも位置付けられる。この場合、建額赤命を孝昭の世代とすれば、仁徳と同世代である。尚、天忍男命の「忍男」が蘇我氏系の祖屋主忍男武雄(猪)心命の「忍男」である可能性がある(黒田1995年)が、尾張連が海部と密接に関わることからすれば、天忍男命と「神代記」国生み段が知訶島の亦名とする「天之忍男」とが関係することも考えられる。

忍日女命は、『紀』の孝安后押媛と同訓である。尾張連の世襲足媛が孝昭后・孝安生母とされているのであるから、孝安后押媛を基に忍日女命が造作されたこともあり得るように思う。然らば、忍日女命は、押媛が世襲足媛の孫の世代であるから、火明命の六世孫という位置にもなる。この三代差は色鳴が建額赤命の八世孫と十一世孫とに位置付けられることと共通する。

生母阿俣良依姫に類似するものに、神武妃阿比良比売(『記』・吾平津媛『紀』)があることは言うまでもない。神武妃は大隈国始羅郡や薩摩国日置郡合良郷と関わる名であり、阿俣良依姫がこの地名に因むものとするれば、尾

張連系が薩摩・大隅と関係したことになるが、「天」を冠する者の妻や母とされていることとの関係で問題がある。

「依」が憑依を意味するとすれば、尚更のことであろう。或いは、「ヒラ」は比良山で、「アヒラ」は「吾比良」(我が比良(山))というような意味の人名かもしれない。

## 2.5. 四世孫

天戸目命は『録』右京下大炊刑部造条の「同神(直前の子部条に火明命)三(四)世孫天礪目命」と同一であり、左京下大炊刑部造条の「四世孫阿麻刀禰命」も、「禰」が「彌」の誤写で、同一人名とみられる(佐伯1982年②)。前者で「四世孫」とするのは橋本稻彦校『訂正新撰姓氏録』・古今要覧稿本『姓氏録校正』・栗太寛『新撰姓氏録考證』という解釈を施した著作においてであり、写本は三世孫で例外はなく、後者も四世孫で例外はない。天礪目命を四世孫とする校訂は「天孫本紀」の天戸目命や大炊刑部造条の阿麻刀禰命の世代に基づくものであろうが、ともかく、天戸目命には三世孫と四世孫両様の伝があった。

天志男命は、他に見当たらないが、類似名に天背男命が知られ、『録』左京中宮部造条に天壁立命の子、「天神本紀」では天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊の防衛のために降った32人の中に見え尾張中嶋海部直等祖とある。天壁立命も他に見えないが、相似名に役直(『録』河内)・葛城直(未定雑姓撰津)・山背久我直等(天神本紀)の祖とされる天神立命(役直条では高御魂尊孫)がある。天背男命は、尾張中嶋海部直等祖であるので、天志男命と何等かの関係を想定し得ぬこともないように思うが、天戸目命の弟を「天忍男命」とする写本が少なからず存在する。鎌田氏の根拠は天忍男命が三世孫にも見えるということである(頭注)が、天志男命は、天忍男命の誤写であることや、天忍男命から分立されたものということは考えられる。

それらの生母角屋姫は所見がないが、亦名の葛木出石姫は、尾張連と葛城との関係、物部連系譜に饒速日命三世孫と見える出石心大臣命との関係も想定し得る。

瀧津世襲命は、名の構造を「オキーツーヨーソ」、「ソ」を「セ(兄・背)」の交替形とし、『記』の「奥津余曾」を勘案すれば、「オキ(オク、奥)の世(将来)の男」という意味になる。しかし、妹が世襲足姫命(『記』は余曾多本毘売命)であるので、「ヨソ」は「ヨーソ」ではなく「ヨソ」であり、「外」=「外界」を表わすもののように思う。オキツヨソは、「沖にある外界」、『紀』や「天孫本紀」が「瀧」を用いているように、海の彼方の神仙の世界を象徴するような人名であろう。海部と関係する尾張連の祖に相応しい人名とも言い得る。瀧津世襲命の亦名葛木彦命は、生母が葛城土神剣根命の女賀奈良知姫であることとともに、尾張連と葛城との関係を示すものであることは言うまでもない。『紀』が剣根命と饒速日命を神武朝の存在としていることからすれば、剣根命の女は天忍男命の二世

代上になるが、天香語山命・宇摩志麻治命ともに神武の時代とする「天孫本紀」では、父の世代に当たることになり、それほど問題ではなくなる。

世襲足姫命の亦名日置姫命の「日置」については、日置部やそれと関わる地名日置との関係が想定される。日置部の伴造は玉祖連・玉作連と同祖で和珥氏系とされていたことが考えられ(黒田2009年)、玉祖連・玉作連の祖櫛玉命の「櫛玉」が饒速日命に冠された如くであり(前述)、饒速日命と尾張連の祖(天)火明命とが合体されて天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊となったということと、日置姫命が尾張連系の人名とされていることとは関係するようでもある。地名日置に関しては、尾張連の本貫尾張に海部郡日置郷・愛智郡日置神社が存在し、大和での本拠と言える高尾張周辺にも日置郷が知られる。尾張連と日置部との関係、日置姫命が尾張連系により造作されたことは想像し得るが、「亦名」は異なる存在とされていたものが合体された結果の場合が多い。日置姫命は世襲足姫命とは本来関係なく造作された人名であろう。

建額赤命は、『録』右京下には、前記の丹比宿禰条の他、若倭部条にも「同神四世孫建額明命之後也」と見えるが、「神魂命七世孫天筒革命之後也」とする若倭部連があり、左京下に「神饒速比命十八世孫子田知(和)之後」の若倭部が記載されている。天筒革命は五世孫建筒革命と類似する。子田知(和)は饒速日命十四世孫物部多和(知)髪連公と、「子」と「髪」とが相違するが、関係する人名の如くであり、物部連との親近関係を示すものと言える。

## 2.6. 五世孫

建筒革命は、天筒革命と類似し、ともに若倭部連の祖であるが、火明命裔と神魂命裔という相違が問題である。火明命は、彦火瓊杵尊の兄と子(長子・次子・末子)という複数の位置付けが伝えられているが、「天孫本紀」「天神本紀」は天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊を天押穗耳尊と高皇産靈尊の女萬幡豊秋津師姫袴幡千々姫との間の子とする。火明命は高皇産靈尊の孫ということであり、この位置付けでは、火明命五世孫は高皇産靈尊七世孫に当たることになる。若倭部連に神魂命系と尾張連系とがあったとも言われる(佐伯1982年②)が、同一氏族で祖を高皇産靈尊と神魂命とに結ぶものが知られる(黒田2009年)こと、高皇産靈尊系国造・神魂命系国造ともに和珥氏系と関係する(黒田2008年)ことからして、天筒革命と建筒革命は、本来同一人名であったのが分立され、それぞれ神魂命七世孫と火明命五世孫(高皇産靈尊七世孫)とされたこととみることが可能である。但し、尾張連系と神魂命系のいずれが本来のものかは不詳としなければならない。

生母葛城尾治置姫は、葛城と尾張連との関係を示す人名であるが、「置」は伯父瀧津世襲命及び九世孫の置津与曾命の「オキ」と繋がるもののものである。

建斗米命は『録』にも現われるが、妙斗米命及び生母葛木遊姫は他に見えない。『録』は、「天孫本紀」が妙斗米命を祖としている六人部連を建斗米命後裔とする（摂津）とともに、六人部も武礪目命後裔としており（右京下）、「天孫本紀」にも「六人部連」の異表記とみられる身人部連の祖が建斗米命の子建手和邇命とあることからすれば、妙斗米命は何等かの事情で建斗米命から分立されたことが考えられる。建斗米命は、例外なく五世孫で瀛津世襲命の子の世代となっているが、天戸目命と「トメ」（鋭い目）の意味か）を共有しており、両人名の関係として父子は相応しい。しかし、前述のように、天戸目命に三世孫という位置付けがあるとともに、その弟が天忍男命の可能性があり、この天忍男命が瀛津世襲命・建額赤命の父天忍男命と本来同一人であるとすれば、建斗米命には四世孫という位置も想定できることになる。

六人部連には、尾張連系の他、『録』に「百濟公同祖、酒王之後也」とするもの（和泉諸蕃）、「天孫本紀」に饒速日命七世孫安毛建美命を祖とするものが見える。百濟系はともかく、六人部連に物部連系もあつたことは『日本三代実録』にも窺える。貞観4年5月13日庚辰条に「美濃国厚見郡人外従五位下行助教六人部永貞、讃岐少目従七位上六人部愛成、散位従七位下六人部行直等三人、賜姓善淵朝臣。天孫火明命後、少神積命之裔孫。与伊与部連・次田連等同祖也」、同5年12月11日己巳条に「右京人左史生正八位下六人部連吉雄賜姓善淵宿禰。天孫火明命之後也」、同15年12月2日癸巳条に「左京人外従五位下行助教越智直広峯賜姓善淵朝臣。其先出自神饒速日命之後也」とある。貞観4年条と5年条は六人部連を尾張連系としているが、同15年条のそれは、物部連系の越智直（「天孫本紀」に饒速日命八世孫物部大小市連公は小市直の祖、「国造本紀」に大新川命（大小市の父）孫子到命を小市国造に任とあり、『録』左京上は越智直を石上同祖とする）が六人部連と同じ善淵朝臣に改姓されているのであるから、六人部連には物部連系もあつたことを示すとみられる。尚、4年条に見える少神積命は、『録』未定雑姓大和が工造の祖とする火明命十世孫大美和都禰乃命（「皇孫本紀」は火明命に工造等祖と注す）と兄弟の如き対をなすものではなかろうか。「禰」を「彌」の誤記・誤写とすれば、両人名は、「美和」と「神」、「都彌」と「積」がそれぞれ対応し、「ミワツミ」に長幼を表わす「大」「少」が冠されたものになるからである。

## 2.7. 六世孫

建田背命についてはここでは考え得ないが、その後裔とされる神服連について見ておこう。神服連は、天武紀13年12月己卯条に神服部連として見え、宿禰に改姓されている。『録』には神服（部）連（宿禰）は見えないが、大和に「天御中主命十一世孫天御杵命之後也」とする服部連、摂津に「燖之速日命十二世孫麻羅宿禰之後也」と

する服部連（允恭朝に賜姓とある）、河内に「燖之速日命之後也」とする服（部）連が見える。天御杵命については、嘉応2年9月29日付「神服織機殿神部等解」に「掛畏天照坐皇太神御坐天原之時、以神部等遠祖天御杵命為司」、『神服氏系譜』に「皇太神宮神服織殿神部等遠祖天御杵命神皇産霊尊十一世孫也」とある。大和の服部連は、遠祖が同名、その祖は異なるが十一世孫とて共通することからすれば、少なくとも神服連と関係する氏族とみることが可能である。摂津・河内の服部連は、「大中臣朝臣同祖」などとは記されていないが、燖之速日命を、天忍穂耳尊の弟という位置もある（神代紀第六段一書第三・第七段一書第三）が、武甕槌神の父とする系譜（第九段本文）に基づけば、中臣連系と言い得る。中臣連は和珥氏系であり、大倭直は物部連系と関わる（黒田2008年）。摂津の麻羅宿禰は、『伊豆国造伊豆宿禰系譜』に神服連・服部連等の祖、母は因幡国造阿良佐加比売とある。因幡（稲葉）国造は「国造本紀」に「彦坐王児彦多都彦命定賜国造」とあり、正しく和珥臣系である。麻羅宿禰に類するものには、『録』大和に禰部大炊の祖天三穂命八世孫意富麻羅、「天神本紀」に天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊に天降供奉したとする物部造等祖天津麻良・梶取阿刀造等祖大（天）麻良・曾曾笠縫等祖天都赤麻良がある。阿刀造は、『続日本紀』（以下『続紀』）神護景雲3年7月壬午条に「左京人阿刀造子老等五人、賜姓阿刀宿禰」と見えるので、物部連系の阿刀連と関係することは明らかであり、物部造も、他に見えないが、物部連や物部首と関わるものとみられる。笠縫は和珥氏系と関係する玉祖連と繋がるものである（黒田2009年）。

建宇那比命と宇那比姫命は、男女の一对をなす人名であり、本来は夫妻とされていたことも考え得るが、前者の妻とされているのは磯城嶋連祖の節名草姫である。この「節名草」については写本に「草名草」「節名節」もあるが、「節名節」は採り難いと思う。節名草姫と草名草姫のいずれであるとしても、建斗米命の妻中名草姫と同様、紀伊国名草郡と関係する人名とみられる。磯城嶋連は他には見えない氏姓であるが、「磯城嶋」は欽明の官号磯城嶋金刺宮と通ずる。欽明には諡号しか伝えられていないこともあり、その名代としては、官号に関わるものの、数人の実例が信濃・駿河にのみ知られる金刺舎人が想定されるに過ぎず、その中央伴造は明らかではない。但し『続紀』宝亀3年正月乙巳条に「信濃国水内郡人女孺外従五位下金刺舎人若嶋等八人賜姓連」とあることからすれば金刺舎人連（造から連への改姓を想定すれば金刺舎人造）を想定し得る。『三代実録』貞観5年9月5日甲午条に「右京人散位外従五位下多臣自然麻呂賜姓宿禰。信濃国諏訪郡人右近衛將監正六位上金刺舎人貞長賜姓大朝臣。並是神八井耳命之苗裔也」とある。信濃の金刺舎人が多臣系ということであるが、「国造本紀」が科野国造の祖を神八井

耳命孫建五百建命としていることからすれば、信濃の金刺舎人は科野国造の一族とみられる。この想定より金刺舎人の中央伴造を多臣系とすることは憚られるが、『類聚三代格』弘仁3年12月格所引神護景雲2年正月格に信濃国牧主当伊那郡大領外従五位下勲六等金刺舎人八麻呂が見えるので、科野国造が金刺舎人であるとすれば、逆に金刺舎人との関係で科野国造が多臣系となったことも考えられる。少なくとも多臣と金刺舎人とが関係したことは認め得る。磯城嶋連は磯城に関わるとみられるが、多臣も同様であり(黒田1996年)、『国造本紀』に多臣系の火国造の祖が志貴多奈彦命とあることはそのことを示す。磯城嶋連は、金刺舎人との関係からでは、多臣に関わるものとみられなくもないが、磯城には和珥氏系も関係しているのであるから、不詳としなければならない。

建多乎利命は『録』左京下湯母竹田連条に、「(建刀米命)男武田折命、景行天皇御世、擬殖賜田。夜宿之間、菌生其田。天皇聞食而賜姓菌田連。後改為湯母竹田連」とあり、続く竹田川辺連条には「同命五世之後也。仁徳天皇御世、大和国十市郡刑坂川之辺有竹田神社。因以為氏神、同居住焉。緑竹大美、供御箸竹。因茲賜竹田川辺連」とある。一方、左京中には「神魂命十三世孫八束脛命之後也」とする竹田連が見える。湯母竹田連条から「タケタヲリ」の「タケタ」は「竹田」に通ずることが分かる。竹田川辺連条の「五世」は、氏名が湯母竹田連と「竹田」を共有することから、建刀米命とみられる。竹田連条の八束脛命については、孝徳紀白雉4年5月壬戌条に発遣大唐大使大山下高田首根麻呂の更名として同訓の「八掬脛」が見え、景行記と景行紀40年7月戊戌条には日本武尊に膳夫として従った「久米直之祖名七拳脛」「七掬脛(出自不記)」という類似人名が見える。また、『釈日本紀』卷十術義第六第七は「以七掬脛為膳夫」に「越後国風土記曰、美麻紀天皇御世、越国有人。名八掬脛。其脛長八掬。多力太強。是出雲(土雲か)之後也。其属類多」と記す。『越後国風土記』逸文と高田首根麻呂の例とからすれば、「ヤツカハギ」「ナナツカハギ」のいずれも脛が長いことによる名であるが、本名ではなく通称的なものとみられる。『録』右京諸蕃下で高句麗系とされる高田首はともかく、久米直は左京中で「高御魂命八世孫味耳命之後也」とされるが、右京上では「神(御)魂命八世孫味日命之後也」とあり、竹田連と同じ神魂命系であることに注目される。祖名が「八束脛命」と「七掬(拳)脛」とで相似ることは、竹田連と久米直との関係によるようにも思う。久米直と和珥臣との繋がりが想定されること(黒田2009年・2010年②)と、「竹田」と「連」とを共有することを勘案すれば、湯母竹田連・竹田川辺連は竹田連から分立した氏族の可能性があると思う。尚、左京皇別上に「阿倍朝臣同祖、大彦命男武渟川別命之後也」とする竹田臣

が収載されている。阿倍臣は、同訓で本来同一氏であったとみられる阿閉臣が膳臣と同祖であり(右京皇別上・河内国皇別阿閉臣条)、「阿倍」＝「阿閉」＝「饗」で、元来大王の食事に関わったと考えられる(黒田2007年①)ことからすれば、竹田臣と竹田連とが本来同一氏であったことも憶測される。

建彌阿多良命と建麻利尼命については述べるべきことではない。建手和邇命は「建手一和邇一命」とみることが可能である。言うまでもなく、「和邇」は和珥(丸邇・和邇)臣を彷彿させる。「建手」は、「タケタ」と訓め、兄建多乎利命と同様、竹田連等の「タケタ」と通ずる。建田背命も或いは「タケターセ(兄)」かもしれない。

## 2.8. 七世孫

建諸隅命は崇神朝で大連という饒速日命八世孫物部武諸隅連公と同訓である。建諸隅命は孝昭朝の大臣とあるが、妹大海姫命が崇神皇妃であり、崇神とも関わると言い得ることで物部武諸隅と相通ずる。尾張連系・物部連系のいずれを武諸隅の本来の位置とすべきかという問題があるが、2.11で述べる。尚、建諸隅命が孝昭朝に供奉、大海姫命が崇神皇妃とあることは、本来同一人であった孝昭と崇神が分立されて父子の関係で位置付けられたという想定(黒田1990年)の一論拠になるものである。

大海姫命の亦名葛木高名姫命を『古事記伝』は孝元記が日古布都押之信命の妻で味師内宿禰生母とする尾張連祖意富那毘妹葛城高千那毘売と同一人とする。意富那毘は『海部氏系図』に建諸隅命孫・日本得魂命子意富那比命とあるが、「天孫本紀」には見えない。『古事記伝』は意富那毘を八世孫倭得玉彦命に「亦云」とある市大稻日命と推測するが、六世孫建宇那比命も候補たり得るようにも思う。「宇」には、「オホ」の訓みはないが、「広い」「大きい」という意味があり、「意富那毘」と「宇那比」とは同義の人名の可能性もあるからであるが、2.9・11及び次章で他人名との関係で検討する。

## 2.9. 八世孫

倭得玉彦命は、人名自体に関しては、子玉勝山代根古命と倭・山代という国名を有することで共通すること、称が「ヒコ」と「ネコ」とで陽と陰の対をなすこと以外に述べるべきものはない。「亦云」とある市大稻日命の「稲日」は播磨国印南郡、景行后妃播磨稲日大郎姫・稲日稚郎姫の「稲日」とすれば、『国造本紀』に「上毛野(国造)同祖。御穂別命児市入別命」とある針間嶋国造は印南郡に接する賀茂郡に関わるので、市入別命の「市」と市大稻日命の「市」との関係も憶測される。市入別命は高志国造の祖「阿閉臣祖屋主田心命三世孫市入命」と「別」の有無を異にするだけであり、祖名が類似することは針間嶋国造と高志国造—阿閉臣—和珥臣との関係を示す如くである。また、前述のように、意富麻羅と「マラ」を

共有する麻羅宿禰・天津麻良・大(天)麻良・天都赤麻良が和珥氏系と関係するものであり、意富麻羅も同様とみられることからすれば、和珥氏系と関係する針間鴨国造(黒田2008年)の祖御穂別命と前記の餘部大炊の祖意富麻羅の八世祖天三穗命との繋がりも憶測される。

生母が葛木直祖大諸見足尼女諸見己姫とされていることは尾張連と葛城との関係を示すものであることは言うまでもないが、大諸見足尼・諸見己姫とも他に見えない。

『録』には八世孫として邇倍足尼(左京下坂合部宿禰)と大御日足尼(摂津津守宿禰)とが見える。後者は『住吉大社神代記』の「船木等本記」に「意彌那宜多命乃兒意富彌多足尼」「意彌那宜多命兒大御田足尼」、津守宿禰遠祖とあり、『津守氏系図』では、天津彦々火瓊々杵尊—火明命—天鹿踏山命—天大原命—天村雲命—天忍人命—建貫上命—天貫上命—建實革命—建水主命—主使鷓鴣命—主使狭名木命—天春木命—建春木命—主使長田命—大御田足尼、と火明命の十四世孫になっている。本系図の天大原命や天貫上命は『録』の後に付加されたものとされる(佐伯1982年③)が、天大原命は『録』大和蝮王(壬)部首条に火明命の孫とある天五百原命に類似する。大御田(日)足尼が火明命八世孫とすれば建水主命から建春木命までの五代のうち四代は後の付加ということになるが、主使鷓鴣命と主使狭名木命、天春木命と建春木命は類似人名であり、少なくともそれらを父子とするのは後の造作とみられる。『津守氏系図』では、「天孫本紀」や『録』とは異なり、天忍男命ではなく天忍人命が建額赤命の父であることも問題であるが、次章で検討する。

坂合部宿禰には他に祖名は邇倍足尼で同名であるが火闌降命八世孫とするもの(右京下)がある。火明命を彦火瓊瓊杵尊の子で火闌降命の兄(神代紀第九段一書第三・第五)や弟(同本文一書第二)とする位置付けでは、両邇倍は、世代も一致することから、同一人とすべきであろう。また、雄略紀即位前条に雄略によって円大臣・眉輪王とともに播き殺された境黒彦皇子の屍を抱いて播き殺されたとある坂合部連贅宿禰も同訓である。孝昭・崇神やそれらの原型と、火明命七世孫建諸隅命が孝昭朝の大臣、妹大海姫命が崇神皇妃とあることを基にしても、八世孫は雄略の世代ではない。火明命・火闌降命八世孫は、現系譜では孝霊と同世代であるので、両邇倍は坂合部連贅宿禰が架上されたものと考え得る。坂合部関係氏族には、この両系の他、神武記が神八井耳命の後裔とする坂合部連、『録』に大彦命の後とする坂合部首(大和皇別)・坂合部(連)(摂津皇別)、火闌降命七世孫夜麻等古命の後とする坂合部(和泉)、倭漢直系の坂合部首(逸文)、及び蘇我臣の一族境部臣(推古紀等)が知られる。大彦命系の坂合部連は和珥氏系となし得る。蘇我臣系は、蘇我臣が阿倍臣等との関係が生じたことと、また、倭漢直は蘇我臣配下で

あることと関わって捉えることも可能である。

坂合部宿禰と坂合部以外に火闌降命の後裔氏族とされるものに、阿多御手犬養(右京下)、大角隼人(大和)、日下部(摂津)がある。阿多御手犬養と大角隼人とは疑問はない。日下部も、それに関わる大草香皇子が日向の髪長媛所生とされていることとの関係で解し得るが、坂合部は、境黒彦皇子と関わる部であることでは、日下部と共通するが、境黒彦皇子は雄略の同母兄であり、事情を異にする。しかし、隼人と日下部連には坂合部連贅宿禰に共通する説話がある。住吉仲皇子に近習していた隼人曾婆訶理(仁徳記「曾婆加里」ともある)・刺領巾(履中紀即位前条)は瑞齒別皇子に唆されて住吉仲皇子を殺すが、瑞齒別皇子に殺されていること、顕宗紀即位前条に、市辺押磐皇子と帳内佐伯部仲子が蚊屋野で雄略に殺された際、帳内日下部連使主と吾田彦とが億計・弘計二王を奉って難を丹波国余社郡に避け、使主はその後誅されるのを恐れて播磨の縮見山の石屋に遁れ入り自経して死んだとあることがそれである。隼人及びそれと何等かの関係がある者が、近習や帳内であり、他殺・自殺の相違はあるが死に追いやられているという共通性がある。実在性はともかく、王族の警護を隼人も担ったことがこのような伝承の背景にあることは推測し得る。日下部と坂合部とにのみ関わる理由は不明であるが、王族の警護を介して、それらを隼人系とする系譜が形成されたことは考えられる。

和泉の坂合部の祖夜麻等古命は「ヤマトコ命」と訓める。同訓の人名に、雄略紀9年5月条に新羅に遠征した小鹿火宿禰が(紀)大磐宿禰とともに天朝に仕え難いので角国に留任りたいと室屋大連に祈請するために使わしたとある倭子連、「天孫本紀」が饒速日命十四世孫とする物部倭古連公(依羅田部連の祖)、十三世孫尾輿連公の妻の父弓削連祖倭古連、『三代実録』貞観3年11月11日辛巳条の伴宿禰善男奏言に引く佐伯直豊雄の歎に豊雄の「別祖」で讃岐国造に任じられたとある倭胡連、等がある(黒田2009年)。雄略紀の倭子連は氏名すら不明であり、佐伯直豊雄の「別祖」倭胡連は出自は明確ではないが、物部倭古連公及び弓削連祖倭古連と夜麻等古命との関係は、物部連系ないしそれと関係を有するものと隼人系ということで、両邇倍の關係に類似すると言える。

讃岐国造の倭胡連は、允恭朝での任とあるが、履中紀6年2月癸丑朔条は妃太姫郎姫・高鶴郎姫の兄鷲住王を讃岐国造の始祖としているので、本来は雄略以後の存在とされていたとしなければならない。尾輿は、「天孫本紀」でも、『紀』と同様、欽明朝の大連とあり、欽明は、安閑・宣化とともに継体皇子ではあるが、継体・安閑・宣化ともに仁賢皇女を后としているのであるから、安閑・宣化の子の世代であり、弓削連祖倭古連は、尾輿を欽明と同世代とすれば、仁賢の子女と同世代、雄略の孫の世代

ということになる。しかし、「天孫本紀」が尾輿の祖父で清寧朝の大連とする物部目大連公が『紀』では雄略朝の大連として現われていることからすれば、尾輿は武烈・安閑・宣化と同世代、倭古連は清寧・仁賢・顕宗と同世代になる。この尾輿の世代は従兄弟物部麻佐良連公が武烈朝の大連とされていることと相通ずる。尚、麻佐良の子で安閑朝の大連とある物部鹿火連公は、武烈紀即位前条ではその女影媛が武烈と同世代の如くであることからすれば、仁賢等と同世代、麻佐良及び尾輿は雄略と同世代になる。また、物部倭古は、兄物部金連公に「目大連之子」と注記がある。この目大連は、麻佐良の弟で継体朝の大連と記されるが、前記の目と同一人から分立されたものとすれば、倭古も雄略の子女と同世代ということにもなる。雄略紀では『録』左京中大伴宿禰条等に大伴金村大連の子とある語連も新羅遠征の將軍として見え、同將軍紀小弓宿禰とその子大磐宿禰も見えるので、同条の出自不明の倭子連を雄略の子女と同世代としても問題はない。四人のヤマトコは、雄略の子女の世代前後ということで共通するのであり、本来同一人という可能性も否定し去れない。然らば、坂合部連贄宿禰が雄略の世代、ヤマトコはその子の世代前後であることと、隼人系の坂合部宿禰と坂合部とがそれぞれ邇倍宿禰と夜麻等古命とを始祖としていることを勘案して、世代は逆になるが、ニヘーヤマトコ、という系譜が考えられないであろうか。

ヤマトコと関わるのは坂合部連・物部連・讃岐国造であるが、讃岐国造の始祖鷲住王は履中の世代であるので、それを贄宿禰の父として位置付けると、鷲住王—ニヘーヤマトコ、となり、『記』『紀』の、允恭—雄略—清寧、に世代が対応する。しかし、讃岐国造という地方豪族の祖先系譜に関わる人名が物部連の系譜に反映されたということに問題があるようにも思う。ここで注目したいのが、敏達紀12年は歳条の物部贄子連(大連)、「天孫本紀」に饒速日命十四世孫で推古朝の大連とある物部石上贄古連公である。「子」「古」の有無の相違はあるが、大伴徳太と徳陀古のように、同一人の人名で「コ」の有無がある例が知られるのであり、「ニヘ」と「ニヘコ」とは異なる人名とは断定し得ないからである。「天孫本紀」では、伊苜弗—布都久留—木蓮子—目—倭古、伊苜弗—目—荒山—尾輿—贄古、というように、倭古・贄古ともに伊苜弗の四世孫である。これに関係する系譜には、目が三人見え(いま一人は尾輿の孫で贄古の甥、石上麻呂の祖父)、継体紀～宣化紀に大連叙任が記されている鹿鹿火が木蓮子の孫、倭古の従兄弟で欽明朝の大連尾輿の子女の世代とされているなど、大きな問題があるが、この系譜の検討は別稿に譲り(次章で略述)、ここでは贄古と倭古とに関わって両者の世代関係についてのみ述べるに止める。

「天孫本紀」は贄古の女鎌(足)姫大刀自を蘇我馬子の

妻とする(但しその所生を「豊浦大臣」「名入鹿連公」とする混乱がある)。一方、崇峻紀即位前条・皇極紀2年10月壬子条は馬子妻・入鹿祖母を、「天孫本紀」が贄古の兄とする守屋の妹としている。この両伝が同一の系譜の異表現であるならば、贄古が守屋の父ということにもなる。しかし、敏達紀では、「贄子大連」という表記もあるが、大連叙任が記されているのは守屋であることからすれば、贄古を守屋の父とすることはできない。但し、贄古が本来守屋の父の世代とされていたことはあり得る。然らば、贄古が倭古の父の世代であったことになり、この世代関係は、ニヘーヤマトコ、という系譜が贄古と倭古とを基に造作されていたことを示唆するもののように思う。また、邇倍宿禰・夜麻等古命がそれぞれ火闌降命の八世孫・七世孫とされていることから、「天孫本紀」の系譜で贄古・倭古から遡れば、伊苜弗(四世祖)→五十琴宿禰→膽咋宿禰→十市根命→伊香色雄命、となる。七世の祖十市根命、八世の祖伊香色雄命ともに重要な存在とされていることは言うまでもない。尚、贄古を守屋の父の世代とし、それから八世遡ると伊香色雄命の父大綜杵命になる。大綜杵命は、『紀』で、「物部氏遠祖大綜麻杵」、孝元妃・開化皇后伊香色謎命の父と記される。『記』では伊迦賀色許売命は内色許男命の女とされるが、「天孫本紀」では靨色雄命・大綜杵命は兄弟であり、本来の系譜がいずれであっても、開化皇后・崇神生母の父であるから、重要な位置にあると言える。邇倍宿禰・夜麻等古命が隼人の祖火闌降命の後裔とされた事情は前述したところ以外には未だ考え得ず、また坂合部に関わる氏族の祖とされた事情も不明であるが、両者とも物部連の系譜と関わる者、贄古と倭古に基づく者ということと言えるのではなからうか。

## 2.10. 九世孫

弟彦命と日女命は同母兄妹とされているようであるが、一般的・抽象的人名に過ぎない。然るに、類似の人名は他にも見える。それは十四世孫尾治弟彦連と十七世孫尾治兄日女連とであり、前者は三子の長子、後者は子女二人の妹とされている。『記』『紀』系譜の人名からすれば、「オトヒコ」と「エヒコ」、「エヒメ」と「オトヒメ」という対応が相応しいが、兄妹・姉弟の人名として「エヒコ」「オトヒメ」と、「エヒメ」「オトヒコ」に加え、年少者にも「弟」が付される実例もあり、異性人名の間でも年長者に「兄」が付されないものもあり得ると思う。弟彦命・日女命と尾治弟彦連・尾治兄日女連とは対応する如くであり、本来誰かの替わりに造作されたものが分立されたとみられるが、次章で検討する。

玉勝山代根古命は、「玉勝」は欽明皇子箭田珠勝大兄皇子の「珠勝」に通じる敬称であり、本名部分は「山代根子」とみられる。「山代根子」は、神功紀元年2月条に「於是、天照大神之曰、我之荒魂、不可近皇后。当居御心広



田国。即以山背根子之女葉山媛令祭」とある山背根子、『録』撰津山直条の「天御影命十一世孫山代根子」と一致する。「天孫本紀」では饒速日命九世孫物部多遲麻連公・物部五十琴宿禰連公がそれぞれ景行朝・履中朝で大連であり、『記』『紀』の系譜では大きく世代がずれるが、多遲麻の子物部印葉連公・物部大別連公が応神朝・仁徳朝で大連とあることからすれば、火明命九世孫は応神生母神功の世代にもなるのであり、玉勝山代根古命と神功紀の山背根子とは同世代とも言える。また、神功紀の「広田国」は撰津国武庫郡広田神社周辺とみられる（日本古典文学大系『日本書紀』上頭注）ことからすれば、『録』で同じ撰津に収載されている山直の祖山代根子と神功紀の山背根子も繋がるのであり、三人の山代（背）根子は少なくとも相関係すると言い得る。

玉勝山代根古命を祖とする山代水朱雀部連・軽部造・蘇宜部首のうち、前二氏が巨勢臣の同族雀部臣・軽部臣と共通性があることに注目したい。巨勢臣の同族は孝元記、『統紀』天平勝宝3年2月己卯条の雀部朝臣真人の奏言とともにこの二氏であり、『録』には軽部臣（朝臣）は見えず、巨勢槭田（斐太）臣（右京皇別上、大和国皇別）と鶺鴒部首（未定雑姓右京）が見える。鶺鴒部首は鶺鴒部で首姓を与えられたものやその地方伴造の如くであるが、これに類する氏族は他に知られない。『越中石黒系図』は巨勢朝臣・雀部朝臣・軽部朝臣・斐太朝臣を巨勢雄柄宿禰の後裔氏族とし、『蘇我石川両氏系図』は許勢小柄の後裔として許勢・雀部・鶺鴒・軽部・槭田・斐太を記す。巨勢槭田臣は巨勢臣一族で飛驒に関わったものと解し得るので、孝元記と『統紀』に見える雀部臣と軽部臣だけが同族ということになる。このような同族の少なさは有力氏としては異例であるが、ともかく、巨勢臣の本拠は大和国高市郡巨勢郷（佐伯1982年①）、現在の御所市古瀬～樋野周辺であり、この地域から西北西に当たる同市多田・宮戸・関屋辺りが尾張連に関わる高尾張と目されている（『角川日本地名大辞典 奈良県』）。何故雀部と軽部かという問題は依然残るが、このような地域性により、尾張連系の伴造と関わる氏族が巨勢臣同族とされたことは考え得る。

若津保命は平群臣の同族津保朝臣（『録』右京皇別上、元臣姓、大和国平群郡平群郷津善臣足嶋（天平2年3月「大般若波羅密多經第五百一奥書」）等が知られる）と通ずるが、尾張連と巨勢臣との場合と同様とまでは言えなくとも、尾張連と平群臣との何等かの関係を示すもののようにも思う。

置津与曾命と彦与曾命は兄弟に相応しい人名であり、前者は四世孫瀛津世襲命と同訓であるが、次章で触れる。

否井命（未定雑姓撰津川内漢人）については、『新撰姓氏録考證』（以下『考證』）が八世孫倭得玉彦命亦云市大稻日命に当たるとするのに対し、佐伯氏（1983年）は「井」（井）と「日」（ヒ）とは別音であることから両者を同一人ではな

いとしている。しかし、継体妃阿倍之波延比売（『記』・黄媛（『紀』和珥臣河内女）は「ハエヒメ」、孝霊妃蠅伊呂泥（『記』・緇某姉（『紀』）と蠅伊呂杼（『記』・緇某弟（『紀』）は「ハヘイロネ」「ハヘイロト」で、「ハエ」と「ハヘ」とで別音であるが、黄媛所生稚綾姫皇女に基づいて緇某姉所生倭飛羽矢若屋比売（『記』・倭迹迹稚屋姫命（『紀』）が造作されたと考えられる（黒田1990年）のであり、「ハエ」「エ」と「ハヘ」「ヘ」とは相通ずるとしななければならない。五十音表の「エ段」と「イ段」、及び「ア行」と「ワ行」という相違はあるが、「キ（イナキ）」と「ヒ（イナヒ）」も相通ずる可能性は否定し得ないのであり、『考證』の説は、棄て難いと言うに留まらず、正鵠を射ていると言えると思う。前述のように、市大稻日命の「市」が高志国造の祖阿閉臣祖屋主田心命三世孫市入命及び針間鴨国造の祖御穂別命児市入別命と関係するならば、前者は崇神朝での任とされているが、屋主田心命三世孫という世代からすれば、『録』の系譜（右京皇別上阿閉臣・伊賀臣・道公条）では、孝元一大彦命一大稻與命一彦屋主田心命、であるから、『記』『紀』の天皇系譜では、〔彦〕屋主田心命は垂仁と、市入命は仲哀とそれぞれ同世代となる。一方、「稲日」が播磨稲日大郎姫の「稲日」と通ずる如くであることから、景行と同世代ということも考え得る。この場合は、七世孫大海姫命が崇神皇妃であることから、九世孫は景行の世代になる。事情は不明であるが、『録』が否井命を九世孫としていることには理由があり、『録』で「否井命」と表現される人名が市大稻日命として倭得玉彦命と合体されたことが想像される。尚、景行と同世代というのは、意富那毘の妹葛城高千那毘売が景行皇子五百木之入日子命の妻とされていることから、意富那毘と市大稻日命との関係を窺わせるものではある。

九世孫六人の生母の一人淡海国谷上戸婢は、尾張連が近江と関係したことを意味するという解釈以上のものはないが、前述の阿俣良依姫と比良山との関係についての憶測と関わる如くではある。いま一人の大伊賀姫は、父とされる大伊賀彦とともに、正しく地名伊賀に基づく人名であり、この両者は元は夫妻とされていたとみられる。ともかく、これも尾張連が伊我（伊賀）臣及び伊賀と関係を有していたことによるという以外には解し得ないが、ここで伊我臣祖大伊賀彦と共通性を有する人名、『録』が額田部（左京下）及び額田部河田連（大和）の祖とする意富伊我都命と、「国造本紀」が伊賀国造の祖とする意知別命三世孫武伊賀都別命とについてみておきたい。

意富伊我都命は、額田部条に「同命孫意富伊我都命之後也」、額田部河田連条に「同神三世孫意富伊我都命之後也」とあり、それぞれに関わって、左京下額田部湯坐連条に「天津彦根命子明立天御影命之後也」、大和の三枝部連条に「額田部湯坐連同祖。天津彦根命十（十四）世孫達

己呂命之後也」とある。額田部・額田部河田連両条で天津彦根命との世代関係が同じとすれば、意富伊我都命は天津彦根命子明立天御影命の孫になるが(佐伯1982年②③)、天津彦根命の子孫とされていることは疑いない。

「大伊賀彦」・「意富伊我都命」・「武伊賀都別命」なる人名を、それぞれの要素を対応させれば次のようになる。

大——伊賀——彦  
 意富——伊我——津——命  
 武——伊賀——都——別——命

「伊賀(我)」に、「大(意富)」と「武」とで異なるが、美称が冠されていることは三人名に共通する。大伊賀彦と武伊賀都別命は、「都」を「之」と同義とし、同一人名の表記に「之」字の有無を異にする場合もあることから「都」も同様であるとすれば、人名の末尾に付される「命」は別として、「美称—伊賀—(都)—敬称」で、同形式の人名となる。一方、意富伊我津命は、「津」を他の二人名と同じ接続語とすれば、同一人の名で「ヒコ」や「ワケ」のような敬称の有無の相違があるものも伝えられるので、大伊賀彦と同一人の名とみられるということにもなる。しかし、「命」の前に「之」の如き文字が付された例が殆ど知られないことからしても、「津」が付されるというのは疑問のように思う。「オホイカツ」は、「オホ—イカツ」であり、中臣烏賊津連(仲哀紀9年2月丁未条)・中臣烏賊津使主(神功紀撰政前条、允恭紀7年12月壬戌朔条)の「イカツ」と通ずるとみるべきではなかろうか。武伊賀都別命も「タケ—イカツ—ワケ」命と解することも可能ではあろうが、熊津彦(景行紀18年4月甲子条)・阿蘇都彦(同6月丙子条)・伊勢津彦(伊勢国風土記)の如き「地名—ツ—彦」形式の人(神)名が各地域の支配者として伝えられていることからしても、この形式に美称が冠され、また称号を異にするが、伊賀国造の祖名の構造は「タケ—イカツ—ワケ」とみて良いと思う。伊賀(我)臣と伊賀国造とは、ともに伊賀国伊賀郡を本拠とし、前者が後者の氏姓とも推測されること(黒田2008年)からすれば、両人名が一人名から分立されたものとまでは言えないにしても、この共通性は当然のこととも言える。

武伊賀都別命は、垂仁皇子意知別命の三世孫で、『記』『紀』系譜では、応神の世代になるのに対し、大伊賀彦は、女大伊賀姫が火明命八世孫倭得玉彦命の妻であるから、七世孫建諸隅命・大海姫命の世代である。武伊賀都別命を現系譜の応神の世代として、応神を原型の〔ホムタノ〕オシロワケで見ると、継体段階では、〔ホムタノ〕オシロワケは崇神(原型)の兄弟〔オホ〕ヤマトヒコの孫とみられる(黒田1998年)ので、武伊賀都別命は崇神(原型)の孫の世代になる。大伊賀彦と大伊賀姫とを夫妻とすれば、武伊賀都別命はそれらの子の世代にもなる。大伊賀彦・大伊賀姫と武伊賀都別命とは、『記』『紀』系譜を前提と

すれば、それらの世代的位置は大きく隔たっているが、親子の關係に復元し得ぬこともないということである。

## 2.11. 十世孫

淡夜別命は、「淡夜」と三河国加茂郡粟世里とが訓みを共通にする可能性があるので、このような地名に基づく人名とみられなくもないが、尾張連系で唯一「ワケ」を有していることに注目したい。『記』『紀』系譜では、「ワケ」人名の最初の世代は孝元孫(『記』)の建沼河別命・比古伊那許士別命と開化皇子の建豊波豆羅和氣(『記』)で崇神と同世代であり、次いで垂仁皇子に誉津別皇子・大足彦忍代別天皇等七人名、同世代に開化曾孫・丹波比古多多須美知能宇斯王子として朝廷別王(『記』)が位置付けられているが、建沼河別命・比古伊那許士別命は現系譜に先立ち日本武尊の子・孫(黒田2007年①)、建豊波豆羅和氣は、ハヅラワケとして、イザホワケ・ミヅハワケ等とともに、景行の原型の一方〔ホムタノ〕オシロワケの子(黒田1995年)、日本武尊は本来垂仁皇子、〔ホムタノ〕オシロワケや景行の他方の原型オホタラシヒコと同世代で、景行の兄弟に位置付けられていた(黒田1990年)ことが想定される。「ワケ」王は全て元はオホタラシヒコの世代以後とされていたということである。

諸氏族の祖で天皇の子・孫以外の「ワケ」王は、崇神皇子豊城命曾孫で仲哀と同世代になるが景行朝の存在として見える毛野族の祖御諸別王(『紀』)、倭建命妻布多遲比売の父近淡海之安国造祖意富多牟和氣(『記』)、孝靈皇子稚武彦命や吉備武彦の後裔としているのであろうが、応神紀に見える吉備族の祖稻速別・鴨別(神功紀撰政前条にも吉備臣祖とある)・浦凝別である。御諸別王は、その父彦狭嶋王を通じて、日本武尊の子孫とされていたことが想定される(黒田2007年①)。意富多牟和氣は、日子坐王子水〔之〕穗真若王が近淡海之安直の祖とされていることからすれば、世代的には水〔之〕穗真若王の子で開化曾孫、景行の世代というのが相応しいが、女布多遲比売が兩道入姫皇女から分立されたとみられる(黒田1999年)ことからすれば、本来の世代は不明としなければならない。但し、開化の原型ワカヤマトネコとヒコオホヒヒとが日子坐王の子比古意須王の子とされていたとみられる(黒田1996年)ことからすれば、オホタラシヒコ以前の世代であったとは考え難い。諸氏族の祖で皇子以外の「ワケ」王もオホタラシヒコ以降の世代に位置付けられていたとみられる。

淡夜別命は、七世孫大海姫命が崇神皇妃であることとの關係からは成務の世代、十三世孫(尾)綱根命が応神朝の大臣とあることからでは景行の世代になる。成務稚足彦尊は本来オホタラシヒコの弟とされていたとみられることはともかくとしても、淡夜別命が十世孫というのは「ワケ」王の世代的位置付けと矛盾はない。尾張は、伊賀—伊勢に続く、東国への要衝であり、伊賀—伊勢両

国造が「ワケ」人名を祖としていることからすれば、尾張国造も「ワケ」を称したことはあり得ると思う。また、日本武尊が尾張国造祖（景行記）や尾張氏女（景行紀40年は歳条）と記される宮簀媛と婚したとあることも参照される。日本武尊が「ワケ王」を子や孫とする系譜が想定されるだけでなく、和珥氏系と関係する系譜が形成されていたことも考えられるからである。

大原足尼命は、高城入姫所生応神皇女大原、『津守氏系図』の火明命孫・天鹿諭山命子で天村雲命の父天大原命と実名部分が一致するが、大原皇女との関係は不詳であり、天大原命も世代が大きく相違する。天大原命との関係については次章で検討することとし、ここでは筑紫豊国々造の祖とあることについてみておきたい。

「国造本紀」では、豊国造は「伊甚国造同祖，宇那足尼定賜国造」，伊甚国造は「安房国造同祖，阿波（安房）国造は「天穗日命八世孫彌都侶岐孫大伴直大龍定賜国造」とあり、「天孫本紀」とは異なって、豊国造を出雲系とする。大原足尼命は、豊国造を介して、出雲と繋がることともに、出雲に大原郡があることにも注意される。豊国造の祖宇那足尼の「宇那」は、遠江国豊田郡に宇奈村があったことから、地名の可能性も否定し去れないが、「ウナ」は「海」の訓でもある。豊後に海部郡があり、『続紀』延暦4年正月癸亥条に豊後国海部郡大領外正六位上海部公常山等への外従五位下昇叙が見え、「天皇本紀」は景行皇子彦彦命に大分穴穂御埼別・海部直・三野之宇泥須別等祖と注している。海部公は大分国造（君）の一族の可能性はある。兄彦命は、後裔氏族に三野之宇泥須別が見えることから、景行孫・大碓命子押黒之兄日子王（『記』）との錯誤があることは容易に推測できるが、大分穴穂御埼別が豊後国大分郡と関わる（当郡の阿南郷は「穴穂」と通ずる可能性もある）ので、海部直はその周辺を本拠とするということも考えられる。これらからすれば、宇那足尼の「ウナ」と「海」との関係想定することは可能のように思うが、「ウナ」の訓みは、「海原」の如く、「海〜」という複合語で現われるのが通常であり、宇那足尼の「ウナ」は単独であることに問題を残す。

ここで想起されるのが宇那足尼と「宇那」を共通にする火明命六世孫建宇那比命・宇那比姫命である。建宇那比命は兄建田背命が海部直の祖、女が大海姫命とされていることから、「宇那」は、日古布都押之信命の妻葛城高千那毘売の兄意富那毘と同義の「大きいナ」という意味に捉えるよりも「海」とみるのが良いようにも思う。「比」を「霊」の借字とすれば、「ウナヒ」は「海霊」と解し得る。建宇那比命・宇那比姫命は海神を象徴する名であり、それらを基に宇那足尼が造作されたということが想定され得なくもない。宇那足尼はともかく、『記』の意富那毘は、建宇那比命と異なるとすれば、「天孫本紀」の八世孫

倭得玉彦命に「亦云」として記される市大稻日命とする『古事記伝』の説が妥当のようでもある。しかし、これも、「市」はともかく、「オホイナヒ（ヒ）」と「オホナビ（ヒ）」とで異なるところに問題がある。現状では「天孫本紀」の尾張連系譜で意富那毘に当たると確言できるものを見出し得ないが、次章で再検討したい。

豊国造を出雲系とする「国造本紀」の伝は、崇神紀60年7月己酉条の、矢田部造遠祖武諸隅が出雲大神宮所蔵の武日照命が天から将来した神宝を天皇に献上させるために派遣された際にそれを主っていた出雲臣遠祖出雲振根が筑紫国に往っていた云々、という記述と共通性を有すると言え得る。このことからすれば、豊国造は出雲系というのが本来のとみるべきかもしれないが、ともかく、豊国造を介して、出雲と尾張連とが関係したことは窺える。崇神紀の矢田部造遠祖武諸隅は「天孫本紀」で饒速日命八世孫で物部武諸隅連公と見るとともにほぼ『紀』と共通する記述もあり、その孫大別連公が仁徳朝で矢田部連公姓を賜わったとある。また、『録』左京上には伊香我色乎命の後とする矢田部連を載せる。しかし、やはり火明命七世孫として同名の建諸隅命が見えることに注目したい。素盞鳴尊が天神に献上した草薙剣が宮簀媛の家に残され（景行記、景行紀40年は歳条）、熱田神宮に祀られているとされていることは、尾張連と出雲との関係を示唆する如くである。タケモロスミ及び矢田部造は本来尾張連系とされていたと考えられる。

大八椅命は、「天孫本紀」「国造本紀」のいずれも斐陀国造の祖とするが、前者では彦与曾命の子、後者では瀛津世襲命系とする。しかし、瀛津世襲命と彦与曾命の兄置津与曾命とは同訓であり、彦与曾命も置津与曾命と相通ずる人名であるから、「天孫本紀」にも瀛津世襲命と大八椅命との関係は見られると言える。「大八椅命」に「ト部兼永自筆本」の「天孫本紀」には「ヲホヤツキ」，「前田綱紀本」の「国造本紀」には「ヲホヤキ」という訓みが見え、『龍頭旧事紀』は「天孫本紀」で「椅」を「ハシ」，「国造本紀」で「大八椅」を「ヲホヤツハシ」と訓じている。「椅」は「橋」と同義にも用いられるので、この意味で『龍頭旧事紀』の訓みは正当とは言えるが、「椅」の旁「奇」の音から「椅」を「キ」を表わすものとして用いたことは考え得る。また、「椅」の音は「イ」であるから、「オホヤイ」という訓みも可能性がないわけではない。「ヤツハシ」（ないし「ヤハシ」）と「ヤツキ」「ヤキ」とについては、前者は伯耆国八橋郡八橋郷や近江国栗太郡矢橋庄、後者には和泉国和泉郡八木郷・近江国愛智郡八木郷・但馬国養父郡養者郷・淡路国三原郡養宜郷等、訓みを共通にする地名等が知られ、また後者の場合は前記の八木造との共通性も見られると言えるかもしれない。「ヤイ」は、「イ」と「キ」とで異なるものの、神八井耳命や日子

八井命の「ヤキ」を想わせる。いずれの訓みを是とし得るかは不明であるが、地名との関係では、伯耆は出雲との関係が想定され、他の地域は和珥氏系との繋がりがみられる(黒田2008年)。人名の「ヤキ」も、本来的には多臣と関係するが、ヒコヤキは和珥臣系によって造作されたことが想定されるものである(黒田1991年)。

大縫命は他に見えないが、小縫命は「乎縫命」として『海部氏系図』に見える。大三輪都禰乃命は、前述のように、「禰」は「彌」の誤記であり、『三代実録』貞観4年5月13日庚辰条に見える美濃国六人部の祖少神積命と対をなす。「三輪」「神」は大神神社や大三輪君と通じるものであり、物部連と同様に尾張連も大三輪君と関係を有したこと、尾張連が物部連と同族となったこと等の事情により、三輪と関係する人名が尾張連系に位置付けられたことは考え得るが、崇神朝で出雲へ派遣された矢田部造遠祖武諸隅が本来尾張連系であったとみられること、三輪神=大物主神が出雲系とされたことからすれば、尾張連と出雲との繋がりも関係しているように思う。

## 2.12. 十一世孫

「乎止与命」なる人名は、小止与命(国造本紀)・小豊命(『録』河内)等とも表記されることから、「ヲトヨ」で、「オホトヨ」と対をなすともみられるが、「オホトヨ」は少なくとも尾張連系人名には知られない。「ヲトヨ」であるとすれば、「遠」=「ヲチ」=「ヲト」は彼方や過去を意味するので、昔の時代(世)を意味する普通名詞的な人名と解し得るが、2.14で再述する。

丹比宿禰祖御殿宿禰(『録』右京下)と櫛多治比宿禰祖殿諸足尼(河内)は相関係する人名で兄弟等近い関係にあったこと、「殿」は、後者の男兒男庶について「其心如女、故賜櫛為御膳部」と記していることから、宮中と関係したことを示すということも考えられる。

蝮王(壬)部犬手(撰津蝮部)は蝮部の祖に相応しい人名と言えなくはないが、部姓者が祖とされた事情は不詳である。しかし、十一世孫とされていることについては多治比宿禰や櫛多治比宿禰の祖が十一世孫であることと関係するという推測は可能であろう。

尾張屋主都久代命(未定姓撰津山首)は、「屋主」は十七世孫屋主宿禰と、「都久」は平群都久宿禰とそれぞれ通ずる。「屋主」は葛城系の祖屋主忍男武雄(猪)心命とも通じるものであり、「都久」と平群都久宿禰との共通性は前述の若津保命と平群臣の同族津保朝臣とのそれを彷彿させるが、いずれも具体的関係は不詳である。但し、この人名に尾張連と蘇我氏系との関係が窺えると言えるようにも思う。憶測に憶測を重ねればであるが、「代」は羽田矢代宿禰の「代」と関係するものかもしれない。

## 2.13. 十二世孫・十三世孫

十二世孫建稻種命とその子女尻(尾)綱(綱)根命・尾

綱(綱)真若刀俤(婢)命・金田屋野姫(瀧波県君祖大荒田女子玉姫為妻生二男四女)とあるが一男二女のみ見える)について。

尾綱(綱)真若刀俤(婢)命には「嫁五百城入彦皇子生品陀真若王」とあり、金田屋野姫には「嫁甥品陀真若王生三女王。則高城入姫命、次仲姫命、次弟姫命」などである。応神記では五百木之入日子命と尾張連之祖伊那陀宿禰の女志理都紀斗売との間の子が品陀真若王となっていることからすれば、建稻種命は、「タケーイナターネ」であり、「タケ」は美称、「ネ」は、神霊を表わす称ではあるが、「スクネ」から「スク」が欠落したものであるという可能性もなくはない。また、「尾綱(綱)真若刀俤(婢)命」は、尻(尾)綱(綱)根命とともに「尾綱(綱)」は「尻調」で(『考證』)、「シリツキマワカトメ」という訓みであり、志理都紀斗売と、「真若」の有無はあるが、一致すると言い得る(以下「尻調根命」「尻調真若刀俤命」等と記す)。

建稻種命の生母真敷刀俤(婢)の父尾張大印岐は、「印岐」は「イナギ」とみられるので、尾張国丹羽郡稲木郷、宣化紀元年五月辛丑朔条の「尾張国屯倉」や、建稻種命・伊那陀宿禰の「イナタ」が「稲田」と通ずることとの関係も憶測されるが、不詳である。

建稻種命の妻玉姫の父瀧波県君祖大荒田について。瀧波県は尾張国丹羽郡と関わり、『続日本後紀』承和8年4月乙巳条に「勘解由主典正六位上県主前刀連氏益賜姓県連。神倭磐余彦天皇第三皇子神八井耳命之後也」とある「県主」は、「前刀」が丹羽郡前刀郷と一致するので、瀧波県君と関係するとされている(『姓氏家系大辞典』)。瀧波県君は、このような氏姓の実在性には疑問があるとしても、多臣同族の尾張丹羽臣(神武記)を介して、多臣系となったことは想定され得る。また、「大荒田」なる人名は建稻種命の「イナタ」と関わるもののようにも思う。

## 2.14. 十四世孫

十四世孫以降は意乎已連以外全てに「尾治」が冠されている。これは金田屋野姫命に関わる記述で「品太天皇御世賜尾治連姓」とあり、尻調根命を「尻調連」と記していることと対応する。意乎已にのみ「尾治」がないのは脱漏には違いないが、他にも要因があるように思う。

「意乎已」は、『龍頭旧事紀』は「オホヒ」と訓んでいるが、『録』河内尾張連条で小豊命を意乎已連と同じ十四世としていることから、「乎」を「斗」の誤記とみれば、「オトヨ」という訓みにもなる。「オトヨ」と「ヲトヨ」という兄弟人名が存在した可能性や、『紀』の古訓で「臣」に「オミ」「ヲミ」両様があるように「オ」と「ヲ」とが混用され得ることから、両人名が本来同一人名ということも考えられる。いずれにしても、意乎已が尻調根命の子の世代というのは検討の余地がある。

針名根連は『録』左京下に波利那乃連で檜隈舍人の祖とある。人名自体には考え得るところはないが、檜隈舍

人が尾張連の日子所生の宣化に関わることと繋がる。

## 2. 15. 十五世孫

金連は、「天孫本紀」の饒速日命の十三世孫・十四世孫の物部金連公と同名であり、『録』未定雑姓撰津為奈部首条では饒速日命十二世孫として金連が記されている。

岐間連については、『記』の道尻岐間国造と「国造本紀」の道口岐間国造を想起する。いずれも和珥氏系と密接に関係する天津彦根命系（黒田 2007 年②）である。岐間を祖とする即連は、『姓氏家系大辞典』は「ツク」と訓むが、「ツク」は「ツキ」に通ずるので、「即」が「調」或いは「春」に当たるとすれば、収税や春米に関わる氏族と考えられるのであり、尻調根命を彷彿させる。

知々古連については、その名自体には思い当たるものはない。後裔久努連は、「天孫本紀」に饒速日命八世孫物部大小木連公を祖とする久奴直、物部印岐美連公を祖とする久努直、「国造本紀」に伊香色雄命孫印播（櫛）足尾を祖とする久努国造と同一氏とみられる。

## 2. 16. 十六世孫

坂合連は坂合部連と関係する人名の如くである。

古利連は、「コリ」が「コホリ」の転訛であるとすれば、『録』和泉が中臣連系とする評連との関係も憶測される。

阿古連は『古屋家家譜』に武日命子・武持連公弟で丸子部・道島宿禰・大伴安積連等祖とある阿古連公と名を共通にする（黒田 2010 年①、阿曾禰に関わって再述）。その後裔太（大）刀西連については、『日本後紀』延暦 16 年 3 月丙午条に「右京人正七位上刀西他麻呂等賜姓安野造」とある「刀西」と相通ずるが、この刀西は不明である。

中天連には、「ナカソラ」という訓が知られるが、「ナカアマ」であるとすれば、「ナカ地域の海部」というようなものに基づく人名ともみられる。

弟鹿連の後裔日村尾治連の「日村」は地名の如くであるが、合致するものは見当たらない。十八世孫枚夫連が紀尾治連の祖であることからすれば、「日村」も紀伊に関わるものように思う。「日の村」と解するならば、和歌山県美浜町日ノ御崎にある日ノ山、保元 3 年 10 月 23 日妙法蓮華経巻（『平安遺文』題跋）の紀州海部郡比井郷との関係が考え得るように思う。多与志連の後裔大海部直も、或いはこの紀伊国海部郡に関わるものかもしれない。

日村尾治連を紀伊との関係でみると、太（大）刀西連は那賀郡（紀の川市桃山町）の大年（歳）神社と、中天は、「中」は那賀郡、「天」は同郡の海神社（『延喜式』神名下）と、それぞれ関係することも想像される。また、多々村連の「多々村」についても、治暦 3 年 2 月 6 日太政官符案等に見える紀伊国名草郡多太村との関係も考え得る。但し、那賀郡の大歳神社は式内社ではなく、十八世孫に山城国乙訓郡に関わる乙訓与止連が見えることから、太（大）刀西連は式内大社である山城国乙訓郡大歳神社との関係を

想定する方が良いかもしれない。尚、『延喜式』には他に大和国高市郡・和泉国大鳥郡・遠江国長上郡・但馬国二方郡・石見国那賀郡に大歳神社、駿河国安倍郡に大歳御祖神社、伊豆国那賀郡に仲大歳神社が見える。

『国造本紀』に建稲種命四世孫で丹波国造に任とある大倉岐命は、建稲種命が稲と関係する人名であることから、「オホクラキ（男の稱）」で外廷財政を掌る職掌が擬人化されたものともみられる。丹波国造の祖とされた事情は不明であるが、『海部氏系図』にも火明命十六世孫・建稲種命四世孫で丹波国造大倉岐命と記されている。

## 2. 17. 十七世孫

佐米連は、鮫が「佐米」と表記されたことは平城宮木簡に知られるので、鮫に基づく人名とすれば、海部と関わる尾張連に相応しい人名と言うことはできる。

『録』撰津の屋主宿禰なる人名自体は不詳であるが、蘇我氏系の祖屋主忍男武雄（猶）心命や膳臣の祖彦屋主田心命等との関係は想定し得る。左京下の呉足尾は饒速日命十三世孫物部呉連公と同名である。「呉」は中国南部や中国全体の表現である。尾張連が外交に関わったことは、『記』『紀』には見えないが、海部との関係から推測できるのであり、尾張連の人名として不審とはし得ない。

## 2. 18. 十八世孫

乙訓与止連は『延喜式』神名上の山城国乙訓郡与杼神社周辺に関わる人名であることは言うまでもない。

栗（栗）原連は、「栗原」とすれば、地名の如くではあるが、それとの関係が考えられる地名は見当たらない。

「栗原」とすれば、『続紀』天応元年 7 月癸酉条に「右京人正六位上栗原勝子公言、子公等之先祖伊賀都臣、是中臣遠祖天御中主命廿世之孫。意美佐夜麻之子也。伊賀都臣、神功皇后御世、使於百濟便娶彼土女、生二男。名曰日本大臣、小大臣。遥尋本系、帰於聖朝。時賜美濃国不破郡栗原地、以居焉。厥後因居命氏、遂負栗原勝姓。伏乞蒙賜中臣栗原連。於是子公等男女十八人依請改賜之」とあり、『録』未定雑姓右京に「天児屋根命十一世孫雷大臣之後者不見」とある中臣栗原連、その本拠美濃国不破郡栗原郷との関係が想定されるようにも思う。

間古連は十六世孫阿古連と、同名とは勿論なし得ないが、類似性を有する人名の如くである。或いは両者は兄弟や父子とされていたのかもしれない。

枚（枚）夫連は、枚夫とすれば、他にも「ヒラフ」という人名が散見されるので、実名とみることができる。

## 2. 19. 二十世孫以降

『録』左京下の廿（二十）とする写本あり）世孫または二十七世孫（写本は全て「二十七」と表記）の阿曾禰は、「禰」が付されていない写本もあることからすれば、「アソ」が実名的部分とみられる。「禰」については、建稲種命と同様、神霊を表わす称や、「宿禰」から「宿」が脱落したものと

考え得る。「アソ」と言えば、允恭紀5年7月己丑条に玉田宿禰に主らせていた反正の殯宮の消息を察させたなどとある尾張連吾襲を想起する。佐伯氏はこの吾襲と阿曾禰とを別人とする(1982年②)が、その根拠は、『考證』の如く吾襲と十六世孫阿古とが通ずるとしても、阿曾禰が二十七世孫で世代が異なることのようにある。しかし、いま一つの廿(二十)世孫とする伝に触れていないのは『考證』が阿曾禰を二十七世孫としていることによるとみられるが、ことはともかくとしても、世代の相違のみを根拠として両者を別人とすることは妥当であろうか。

『録』が祖神から二十世孫以降の者で氏の祖としているのは、阿曾禰の他、左京上藤原朝臣条に「出自津速魂命三世孫天兒屋(根)命也。廿三世孫内大臣大織冠中臣連鎌子……」とある中臣鎌子と、大和多米宿禰条の神魂命廿二世孫意保止命とである。火明命は、「天孫本紀」が採用する天忍穗耳尊の子で彦火瓊瓊杵尊の兄とする位置付けでは、彦火瓊瓊杵尊の天降に随った天兒屋命と同世代と言える。この位置に従い、火明命・天兒屋命両系の世代が対応するとすれば、阿曾禰は、火明命二十世孫の場合、鎌子の曾祖父の世代であり、欽明—敏達—彦人—茅渟—皇極—天智—持統—草壁—文武、という系譜では、鎌子の女氷上娘・五百重娘は天武妃であるから、敏達と同世代になり、二十七世孫では文武と同世代である。一方、「天孫本紀」に十六世孫坂合連が允恭朝に供奉したとあることから世代を繰り下げ、安閑・宣化は武烈の姉妹を后としているので武烈と同世代とすれば、世代では、允恭(十六世) —イチノヘノオシハ(十七世) —仁賢(十八世) —安閑・宣化(十九世) —欽明(二十世)、となり、二十世孫は欽明と、二十七世孫は草壁皇子と同世代になる。

二十世孫とすれば、欽明・敏達のいずれと同世代としても、このような世代の阿曾禰が尾張宿禰の祖とされているのは、この系統が天武朝で宿禰姓を与えられたことによると解釈できる。二十七世孫ならば、また草壁皇子前後の世代とすれば、連から宿禰に改姓された段階の氏上という事情との関係が考えらぬこともないかもしれないが、氏名を与えられ、後に子不平等の系統のみ藤原朝臣を称することになった鎌子の場合とは異なり、問題があると思う。二十世孫と二十七世孫とでは二十世孫の方が可能性が大きいということであるが、「二十七世孫」という写本が少なからず存在することが問題である。その理由は不詳としなければならないが、「二十七」が本来「廿七」とあったとすれば、「廿七」は「十七」の誤写という憶測が生ずる。また、憶測に憶測を重ねることになるが、「十七」が「十」に誤解されたことにより、「廿」や「二十」と記されたということもあったのかもしれない。

多米宿禰の祖神魂命廿二世孫意保止命はどうか。大和の多米宿禰条以外では、多米連(宿禰)は、神魂命五世孫

天日鷲命の後(左京中多米連条(天日和志命)、右京上多米宿禰条、摂津多米連条(天比和志命))、神魂命児天石都倭居命の後(河内多米連条、神代記天孫降臨段の天石門別神(黒田2010年①)と同一神)とある。また、左京中には「成務天皇御世、仕奉炊職賜多米連也」、右京上には「成務天皇御世、仕奉大炊寮。御飯香美、特賜嘉名」という記述もあるが、『政事要略』所引『録』逸文は、「多米宿禰、出自神御魂命五世孫天日鷲命也。四世孫小長田、稚足彦天皇 諡成務 御世、仕奉大炊寮。御飯香美、特賜嘉名、負朕御多米。六世孫三枝連男倭古連之後。天淳中原瀛真人天皇 諡天武 御世、改賜宿禰姓」と記す。天日鷲命四世孫小長田を成務朝の存在とする伝に基づけば、『記』『紀』系譜では六世孫三枝は応神、その男倭古は仁徳とそれぞれ同世代となり、神魂命の二十二世孫は倭古の十世孫の世代に当たるので、阿曾禰に関わって設定した世代に従えば、意保止命は天智・天武と同世代になる。当時代の人名に「命」が付されていることは不審であり、この場合も、写本は「廿二」とあるので、「廿」を「十」の誤写とすれば、十二世孫は倭古と同じ世代となる。意保止命は継体の祖大郎子の亦名意富富(本)杼(等)王(『記』)と、「オ」と「オホ」がともに「大」や年長を意味することから、同名と言い得る。意保止命を十二世孫とすれば、世代も意富富杼王と一致するのであり、両人名は相関係するとみられるのではなかろうか。尚、多米宿禰の倭古が前述の倭子連・物部倭古連公・弓削連祖倭古連・讃岐国造倭胡連及び火闌降命七世孫夜麻等古命と通ずるとすれば、意保止命は清寧・仁賢・顕宗及び継体と同世代になるが、継体の祖オホホトは継体のヲホトと兄弟の対をなす名であり、この場合でも意保止命と意富富杼王とは関係する。

意保止命の例は、阿曾禰は十七世孫というのが『録』の本来の記述とみることを支持するものではなかろうか。阿曾禰は、「天孫本紀」が十六世孫とする尾治阿古連との関係が想定されるのであり、同じ十六世孫尾治坂合連が允恭朝に供奉したというのであるから、尾張連吾襲と同一人と看做して良いと思う。

## 2.20. 小結

以上本章でみてきたように、尾張連の系譜には共通する人名が知られるとともに、他氏系の人名と共通するものが見られることに注目されるのであり、それをまとめておく。また、紙数との関係で「天孫本紀」の系譜と尾張連同族氏族の始祖を記した一覧表とを挙げることができなかつたので、ここで同族とされる氏族名のみを挙げるとともに、他系統の伝も有するものにはそれを付記したもの、及び他系氏族であるが少なくとも尾張連系と何等かの関係・共通性が見出されるものを記しておく(重複記載あり、また紙幅の関係で出典等は挙げる事ができない)。

## 〔関係するとみられる人・神名〕

孫天村雲命：額田部宿禰祖明日名門命三世孫天村雲命（右京上），国常立尊十二世孫天牟羅雲命（豊受太神宮禰宜補任次第），天牟羅雲命（天神本紀），伊勢国造祖天降天牟久怒命（国造本紀）  
 亦名天五多底：螻王（壬）部首祖火明命孫天五百原命（大和），火明命孫・天村雲命父天大原命（津守氏系図）  
 三世孫天忍人命：掃守連・造祖振魂命四世孫天忍人命（左京中・大和・河内・和泉），佐伯造祖天雷神孫天押人命（右京上），高皇產靈尊曾孫天雷神曾孫・道臣命曾祖父天押人命（古屋家家譜）  
 忍日女命：孝安后押媛  
 五世孫建筒草命：若倭部連祖神魂命七世孫天筒草命（右京下）  
 建宇那比命：日古布都押之信命妻葛城高千那毘売の兄尾張連祖意富那毘（孝元記）  
 七世孫建諸隅命：饒速日命八世孫物部武諸隅連公  
 葛木高名姫命（大海姫命亦名）：日古布都押之信命妻葛城高千那毘売  
 九世孫弟彦命・日女命：十四世孫尾治弟彦連・十七世孫尾治兄日女連  
 玉勝山代根子命：欽明皇子箭田珠勝大兄皇子，山直祖天御影命十一世孫山代根子（撰津）、山背根子（神功紀）  
 置津与曾命：四世孫瀛津世襲命  
 十二世孫建稻種命：尾張連之祖伊那陀宿禰（応神記）  
 十三世孫尻調真若刀俤命：伊那陀宿禰女志理都紀斗売（応神記）  
 十四世孫意乎已連：十一世孫乎止与命  
 十五世孫尾治金連：饒速日命十三世孫・十四世孫物部金連公  
 十六世孫尾治阿古連：尾張連吾襲（允恭紀），尾張宿禰祖二十七（二十）世孫阿曾禰（左京下），〔大伴〕阿古連公（古屋家家譜）  
 十七（十四）世孫吳足尼：饒速日命十三世孫物部吳連公

## 〔尾張連同族氏族〕

尾張連，紀尾治連，日村尾治連，多治比連・禰多治比宿禰・靱負多治比宿禰・丹比周布，大婁壬生連・婁壬部首・婁部，若倭部連（神魂命系）・若倭部（物部連系），大炊刑部造（物部連系刑部造・刑部垣連）・刑部首・忍坂連，山代主水雀部連（多臣系雀部造・巨勢臣系雀部臣），輕部造（物部連系），五百木部連・伊福部，坂合部宿禰（多臣系・大彥命系・火闌降命系），檜前舍人連，津守連・網津守連・津守，六人部連（物部連系）・六人部・身人部連・三富部，神服連（中臣連系・神魂命系服部連）・綺連，海部直・大海部直・凡海連（阿曇連系），但馬海直，笛連・笛吹〔連〕，石作連・石作〔部？〕，若犬甘連，工造，山首，椋連，子部（多臣系小子部連），蘇直部首，湯母竹田連（神魂命系竹田連・阿倍臣系竹田臣）・竹田川辺連，丹波国造，但馬国造（彥坐王系），高屋大分国造（多臣系大分国造・物部連系高屋連），筑紫豊国々造（出雲系），斐陀国造，久努連（物部連系），山代直（天津彦根命系），葛木厨直（劍根命系葛城直），山辺県主，桑内連，即連，太刀西連，榎室連，吹（次）田連，朝來直，水主直，川上首，伊与部，川内漢人

## 〔尾張連との関係が想定し得る他系氏族〕

物部連系刑部垣連・刑部造・若倭部・物部屋形・屋形連・高屋連・矢田部造・輕部造・春米連・久努直；中臣連系服部連・評連・栗原勝；和珥臣，和珥臣系忍海部造；阿倍臣系竹田臣；巨勢臣系雀部臣・輕部臣；平群臣系津保臣；大伴連系佐伯造・丸子部・道島宿禰・大伴安積連；多臣系雀部造・大分国造；多臣系・大彥命系・火闌降命系坂合部連；大彥命系坂合部首；火闌降命系坂合部；天津彦根命系山代国造・凡川内国造・道尻岐門国造・道口岐門国造；出雲系豊国造；吉備族；上毛野君系針間鴨国造；神魂命系若倭部連・竹田連・久米直；天御中主命系または神魂命系服部連；明日名門命系額田部連・額田部瓊玉・額田部；角凝魂命系額田部宿禰・額田部・委文連・雄儀連・鳥取連・鳥取・税部・美努連；天神立命（・劍根命）系役直・葛城直・山背久我直；大倭直系久比岐国造；紀直系高家首；天事代主命系伊与部・畝尾連・飛鳥直；天日鷲命系伊勢国造；振魂命系掃守連・掃守造・掃守；櫛玉命系玉祖連・玉作連；阿曇連系凡海連；天背男命系宮部造・尾張中嶋海部直；日置部

## 参考文献

黒田達也

- 『古代の天皇と系譜』（校倉書房，1990年）  
 『朝鮮・中国と日本古代大臣制—「大臣・大連制」についての再検討』（京都大学学術出版会，2007年①）  
 『「ヒコ+某」形式の人・神名とその特徴』（大阪府立工業高等専門学校『研究紀要』（以下『紀要』）25，1991年）  
 「蘇我氏関係系譜の原型をめぐって」（『紀要』29，1995年）  
 「多氏と王統譜」（『紀要』30，1996年）  
 「和珥氏関係系譜についての再検討—「ヒコ+某」形式の人名を中心として—」（『日本書紀研究』第20冊所収，塙書房，1996年）  
 『「タラシ」関係系譜についての再検討』（『紀要』32，1998年）  
 『「イリ」系譜についての再検討』（『紀要』33，1999年）  
 「古代関東と中央有力氏族—「ワケ臣」系譜との関係で—」（『紀要』41，2007年②）  
 「和珥氏系と関わる国造をめぐって」（『紀要』42，2008年）  
 「タカミムスヒ系氏族と和珥氏系」（『紀要』43，2009年）  
 『「古屋家家譜」に見える大伴連系神・人名』（『律令国家史論集』所収，2010年①）  
 「ハヤブサワケ・メトリ説話に関する一試案」（『紀要』44，2010年②）

佐伯有清

- 『新撰姓氏録の研究』考證篇第二（吉川弘文館，1982年①）  
 『新撰姓氏録の研究』考證篇第三（吉川弘文館，1982年②）  
 『新撰姓氏録の研究』考證篇第四（吉川弘文館，1982年③）  
 『新撰姓氏録の研究』考證篇第六（吉川弘文館，1983年）